

一般社団法人埼玉県建設業団体連合会の会員に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県建設業団体連合会(以下「当連合会」という。)定款(以下「定款」という。)の定めに基づき、会員の入退会及び会費、運営その他につき、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員の種類

(会員の種類)

第2条 当連合会は、定款第5条に基づき、次の会員を置く。

- 一 正会員 この法人の事業に賛同する、建設産業に係る団体及び法人、又は法人の従たる事務所であって、埼玉県の区域を単位とするもの
- 二 賛助会員 この法人の事業に賛同する、団体又は法人

(正会員)

第3条 正会員は、民法の定めに基づき、第2項に定めるものを除き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

2 その正会員が「従たる事務所(本体となる法人に付随する事務所であり、単独で人格が認められないもの。支部・支店等と称される)」であるものは、法律の定めに基づき、社員になることはできない。

第3章 入退会及び会費、資格の得喪

(入会手続き)

第4条 正会員として入会を希望する法人並びに団体は、下記に定める書面に必要事項を記入し、会長に提出する。

- 一 入会申込書(様式1)
- 二 定款またはそれに相当する書類
- 三 前事業年度終了時の決算書及び貸借対照表
- 四 登記簿謄本(法人のみ)
- 五 所属会員名簿(団体のみ)

2 賛助会員として入会を希望する法人並びに団体は、前項に定める書面のうち、一及び二のみを提出する。

(入会の承認)

第5条 定款第6条の定めに基づき、入会希望者は、理事会の承認を得て会員資格を得る。

2 会員資格を得た者に対し、当連合会は会員証（様式2）を発行する。

（入会金）

第6条 当連合会の入会金は、下記の通りとする。

- 一 正会員 200,000円
- 二 賛助会員 なし

2 入会金は、入会が認められた日から1ヶ月以内に納入するものとする。

3 入会金は、定款7条2項の定めに基づき、退会時その他の際も返還しない。

（年会費）

第7条 当連合会の正会員の基本年会費は200,000円とする。

2 正会員のうち、自らが会費またはそれに類する額を徴収し運営する一般社団・財団法人またはその他の団体等については、第1項に定める基本年会費に加え、別表に定める構成員数割会費を合計した額を年会費とする。

3 前項の算出基礎となる所属会員数は、各年度4月1日現在の数とする。

4 正会員のうち、第2項に分類されないが、理事会により、構成員数割の適用がふさわしいと判断されたものは、算出基準を明示の上適用することができる。

（賛助会費）

第8条 当連合会の賛助会員の会費は、一口100,000円とし、一口以上納めるものとする。

（会費の納入）

第9条 会費の請求は、年会費を二分割し、6月及び10月に請求するものとする。

（会費の不返還）

第10条 定款第7条第2項の定めより、納入された入会金及び会費は返還しない。

（会費の使途）

第11条 会費は、当連合会の維持のために充てるものとする。

（会員の退会）

第12条 会員が当連合会を退会するとき、退会届（様式3）を文書にて提出しなければならない。

2 事業年度途中で退会する場合であっても、当該事業年度分について第7条に定める会費を納入しなければならない。

（会員の除名）

第13条 会員の除名については、定款第9条に定める。

(会員資格の喪失)

第14条 会員資格の喪失は、定款第10条の定めにより、以下とする。

- 一 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員が同意したとき。
- 三 当該会員が解散したとき。

第4章 会員の権利

(正会員の権利)

第15条 正会員は、下記の権利を持つ。

- 一 理事1名の選出（年会費が200万円を越える正会員については2名まで）
- 二 委員1名の選出
- 三 当連合会が発信する情報の入手（会員制ホームページへのアクセス権）
- 四 当連合会季刊誌の無料購読
- 五 当連合会を通じた行政機関との連携
- 六 建産連会館へ優先的に入居すること

(賛助会員の権利)

第16条 賛助会員は、以下の権利を持つ。

- 一 委員1名の選出（ただし、二口以上の年会費を納入する者のみ）
- 二 当連合会が発信する情報の入手（会員制ホームページへのアクセス権）
- 三 当連合会季刊誌の無料購読
- 四 建産連会館への入居可

(総会議決権を持つ社員)

第17条 正会員のうち、第3条1項に定める社員に該当するものは、総会の議決権を持つ。

2 社員の総会における議決権の行使数は、1社員につき1個とする。

(役員に係る規定)

第18条 当連合会の役員に係る規定は、総会の承認を得て別途定める。

第5章 雑則

(改正)

第19条 この規程は、総会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条において読み替えて準用する第106条に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

別表 構成員数割一覧

会員種別	説明	構成員割会費の単価(円)
元請	所属会員が、主として直接に工事等を請け負う元請企業を中心として構成される団体	所属会員数 × 9, 500
資材生産 専門工事	所属会員が、資材生産等を行う企業を中心とするもの。 所属会員が、専門工事業企業を中心として構成され、業態上、元請・下請どちらでも請け負う企業を中心として構成される団体	所属会員数 × 5, 000
委託業務 専門下請 工事業	所属会員が、主に委託業務を行う企業を中心とするもの。 所属会員が、下請専門で工事を請け負う企業を中心として構成される団体。	所属会員数 × 2, 000
個人	所属会員が、個人及び小規模企業を中心とするもの	所属会員数 × 250
その他	上記に分類されない団体については、業務内容等を勘案し、理事会にて算出基準を明示し構成員数割を設定する。 ただし、会員を持たない団体で、構成員数割を設定することがなじまない団体は設定しない。	理事会にて決定

構成員数割は、1000円未満の金額は切り捨てとする(未決裁部分)

別添 様式集

別添 様式集

1. 掲載様式

- (1) 入会申込書（様式1）
- (2) 会員証（様式2）
- (3) 退会届（様式3）
- (4) 除名通知（様式4）
- (5) 会員資格喪失通知（様式5）

2. 備考

- (1) 各様式は、正会員・賛助会員共通である。使用する際は、該当する分類のみを残して作成すること。
- (2) 各様式を電子データにて作成する際は、当連合会が送付した未記載の様式を利用すること。それ以外の様式で提出された場合は受理しない。
- (3) 記載法について不明な点は、当連合会事務局まで問い合わせること。

様式 1

入 会 申 込 書

(正会員・賛助会員)

平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会 長 ○○ ○○ 様

このたび、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会の（会員・賛助会員）として、
入会の申し込みをいたします。

(よみがな)

名 称

㊦

(よみがな)

代表者の職・氏名

㊦

会社の所在地

〒 _____

連 絡 先

電話 _____

F A X _____

E-MAIL _____

添付書類

- (1) 定款またはそれに相当する書類
- (2) 前事業年度終了時の決算書及び貸借対照表
- (3) 登記簿謄本（法人のみ）
- (4) 所属会員名簿（団体のみ）

様式2

会 員 証
(正会員・賛助会員)

平成 年 月 日

(法人種別) (法人名) 様

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会 長 ○○ ○○

貴会が、平成○○年○○月○○日開催の当連合会理事会にて、(正会員・賛助会員)として承認されたことを証します。

退 会 届
(正会員・賛助会員)

平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会 長 ○○ ○○ 様

このたび、(○○○○○)により、平成○○年○月○○日をもって貴連合会を退会いたしたくお届け申し上げます。

団 体 名 _____ ㊟

代 表 者 _____ ㊟

担当者の氏名 _____

担当者連絡先 _____

添付書類

(1) 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会 会員証

除 名 通 知
(正会員・賛助会員)

平成 年 月 日

(法人種別) (法人名)
(代表者) (〇〇 〇〇) 様

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会 長 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇月〇日の当連合会総会決議により、貴会を除名いたしましたことをご連絡申し上げます。

記

除名事由 (定款 9 条の規定より該当項目を記載)

除名適用 平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日

※定款 9 条にいう除名対象行為

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

会員資格喪失通知
(正会員・賛助会員)

平成 年 月 日

(法人種別) (法人名)
(代表者) (〇〇 〇〇) 様

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会 長 〇〇 〇〇

下記の事由により、貴会が当連合会会員資格を喪失いたしましたことをご通知申し上げます。

記

資格喪失事由 (定款 10 条の規定より該当項目を記載)

※定款に定める会員資格の喪失事由

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その

資格を喪失する。

- 一 第 7 条第 1 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員が同意したとき。
- 三 当該会員が解散したとき。

会員情報変更届
(正会員・賛助会員)

平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会 長 ○○ ○○ 様

下記の通り、会員情報の変更を申し出ます。

1. 会員情報

団 体 名 _____ ㊞

代 表 者 _____ ㊞

担当者の氏名 _____

担当者連絡先 _____

2. 変更内容

変更依頼部分	現在
(例) ①名称の変更 一般社団法人○○協会	一般社団法人××協会
②会費等支払い名義 一般社団法人○○協会	○○協会××支部